

由良町津波ハザードマップ (津波浸水想定図)

本町における南海トラフ巨大地震の津波浸水想定区域が、津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波災害警戒区域」として、平成28年4月19日に和歌山県から指定されました。

「津波災害警戒区域」の指定に伴い、「基準水位」(津波が建物などにぶつかったときの波の高さ)が公表され、避難すべき有効な高さが想定できるようになりました。

これを受け、町では「津波災害警戒区域」の指定区域と避難ビルの「基準水位」を追加、併せて避難場所・避難経路の更新を行い、由良町津波ハザードマップを見直しました。

○津波災害警戒区域とは
津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、この区域における津波による人的災害を防止するため「警戒避難体制を特に整備すべき」として指定された区域のことです。

なお、指定区域に含まれていても、土地利用や開発行為などに規制はかかりません。

○基準水位とは
県から公表された基準水位は、南海トラフ巨大地震による津波浸水想定の高さに、津波が建物等に衝突した際のせり上がりや考慮した水位であり、地盤面からの高さ(水深)を示したものです。

※津波災害警戒区域内の基準水位は、県のホームページや役場2階総務課で閲覧できます。

【3連動地震と南海トラフの巨大地震の比較】

項目	東海・東南海・南海3連動地震 (H25和歌山県想定)	南海トラフの巨大地震 (H25和歌山県想定)
地震規模	Mw8.7	Mw9.1
最大津波高	7m	10m
平均浸水深	2.5m	4.2m
想定浸水区域	150ha	230ha
津波到達時間	第1波最大津波:35分	津波高1m:24分 津波高3m:27分 津波高5m:33分



【津波浸水想定について】

○ケース1 南海トラフの巨大地震による浸水想定

- 内閣府が平成24年8月に公表した浸水想定を基に、より詳細な地形データ等を用いて想定したもの。
- 地震の規模は、**Mw9.1**
- 「何としても逃げる」ためのソフト対策を中心とした防災・減災対策を検討するために想定したもの。

○ケース2 東海・東南海・南海3連動地震による浸水想定

- 内閣府が2003年(平成15年)に宝永地震、安政地震など実際に発生した地震を基に想定したもの。従来から県が防災・減災対策の「想定津波」としてきたもの。
- 地震の規模は、**Mw8.7**
- ソフト対策・ハード対策による防災・減災対策の「想定津波」の中心となるもの。

■津波浸水想定結果
和歌山県津波浸水想定データ(平成25年6月)を基に作成
■津波浸水想定区域
津波浸水想定区域は、10mメッシュ(格子)に分割して計算
■単位
想定平均海抜 T.P. +1.00m
注1) 想定平均海抜とは、朔(新月)および望(満月)の日から5日以内に観測される各月の観測海抜面の平均値
注2) T.P. (東京湾平均海抜)とは、我が国の各地の標高の基準となる高さ

豆知識

モーメントマグニチュードとは

地震は地下の岩盤がずれて起こります。このずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれ動いた岩の硬さ)をもとに計算したモーメントマグニチュード(M)は「モーメントマグニチュード(M)」と表わします。普通、モーメントマグニチュード(M)は地震発生直後に観測される地震の規模から計算しますが、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表せません。

モーメントマグニチュードは大きな地震にも有効ですが、その値を求めるには高価な地震計のデータを使った複雑な計算が必要のため、地震発生直後に計算することや、規模の小さい地震で精度良く計算することは困難です。

気象庁は、東日本大震災発生直後の地震情報で、地震計で観測された地震の規模から求めたモーメントマグニチュード(M)を発表しましたが、その後の詳細なデータ解析や調査結果として、モーメントマグニチュード(M)が9.0であったと発表しました。

【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第9条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 津波浸水想定の高さや浸水深度等は、「何としても命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生を回避するものではありません。
- 浸水区域や浸水深度等は、地震の巨大地震や連動地震の影響等により、浸水区域でも浸水が発生したり、局所的に浸水深さがさらに大きくなる場合があります。
- したがって、浸水想定範囲の近くにお住まいの方も、念のため避難してください。

